

おおの

議会だより

No. 105

平成7年7月25日

発行

大野市議会事務局



暑中お見舞い申し上げます

大野市議会議員一同

「仏御前の滝」 (大野市仏原地係)

第280回 6月定例会

9 議案を可決・承認

—— 議会議員の兼業禁止規定に関する自粛決議など
市会案6件も可決 ——

第一八〇回定例市議会は六月十三日に開会され、会期を二十六日まで
の十四日間と定め、理事者から提出
された議案九件と市会案六件を審議
しました。

初日には、市長の所信表明の外、
平成七年度一般会計補正予算(第一
号)案をはじめ、各提出議案につい
て提案理由の説明が行われました。

十九日には一般質問が行われ、宇
野政市郎(友心会)岡田高大(徳風
会) 牧野勇(清新会)高岡和行
(徳風会)浦井智治(共産)の五議
員が、また二十日には、谷口彰三
(清新会)影路昭治(友心会)米村
輝子(友心会)米正夫(共産)野
田幾久代(無)の五議員がそれぞれ
一般質問を行いました。

質問終了後、請願・陳情が上程さ
れ、次いで議案および請願・陳情が
所管の各委員会に付託されました。

最終日には各委員長報告の後、議
案九件の採決が行われ、いずれも原
案どおり可決・承認されました。ま
た、市議会議員の兼業禁止規定に関
する自粛決議のほか、各関係行政機
関に対し意見書を提出する市会案四
件も可決されました。

市民の皆さんから出された請願・
陳情の結果は別掲のとおりです。

審議日程

13日	本会議	(会期の決定、議案上程、提案理由の説明、市会案上程・採決)
14日	休会	
18日		
19日	本会議	(一般質問)
20日	本会議	(一般質問、請願・陳情上程、各案件委員会付託)(建設・産業経済)
21日	委員会	(教育民生・総務)
22日	委員会	(中部縦貫自動車道等整備促進特別)
23日	委員会	
24日	休会	
25日		
26日	本会議	(各委員長報告、質疑・討論・採決、市会案上程・採決)



市街地活性化と商工業振興策について

問 ①第三次大野市総合計画では、市街地活性化のための拠点施設を計画しているが、生活関連施設も含めて市街地に近い場所での建設はどうか。

②伝統工芸の保存と育成のために、現役の人の指導を受けては

どうか。さらに伝統工芸士の認定など、今すぐにも取り組める保存方法を考えてはどうか。

③伝統ある四百年の歴史と城下町を表わす観点で城まつりのコンセプトを明確にして、市民参加型の運営にはどうか。

答 ①昨年度から、商工会議所に対し「おおのコミュニティプラザ」調査事業に支援をしておりその成果等を踏まえ、将来の市街地の発展方向を見極めながら、各関係団体等とも十分に協議し、第三次総合計画の後期基本計画の中で対応したい。

②地域の伝統的な技術保存については、暮らしの中ではごくまわってきた伝統工芸を将来に受け継ぐことが、当市産業の振興を図る上でも重要なことと考えており、小学校におけるふるさとふれあい促進事業の中で導入できるかどうか検討したい。

また、伝統工芸の保存につい

景気対策に伴う融資制度の拡大について

問 急激な円高による景気低迷のあおりを受けている地域産業を育成するため、制度融資の拡大や後継者の養成を図るなど、早急に支援策の実施が必要と考えるが、今後の対応はどうか。

答 急激な円高による景気の回復はまだ先との情勢下で、地域産業の育成など国・県の施策も見ながら、適時的確に対応すべく、その対策に鋭意取り組んでいる。地域産業の振興を図るための資金融資制度は、景気の変動や構造的要因に対処すべく目

でも十分に考えていきたい。

③親しみやすく気軽に参加できるイベントにするため、おどりコンクールや歌唱大会の実施など、さまざまな対策を講じてきており、市民が楽しみながら市街地の活性化をも図るべく、集中的な盛り上げを考え、四日間に期間短縮し花火や食祭広場等の実施を予定している。今後さらに、ネーミングにふさわしいコンセプトを確立することによって城下町の風情や情緒を醸し出し、人味あふれる「大野」をアピールできれば観光客も増え、市街地活性化の一助となるものと期待している。

六間アクセス道路について

問 ①六間アクセス道路(亀山トンネル)早期着工についての請願・陳情書が提出され、議会はこの趣旨を了として採択しているが、市長はこれをどう受け

止めているか。

②六間アクセス道路敷地として国道一五八号線から赤根川まで用地取得したが現在未着工のまま放置されている。この状態を市としてどう考

的に応じて設定している。

中でも昨年度の「不況対策特別資金」を一部改正し、「地域経済安定対策特別資金」として、また、五月十五日からはすべての融資利率を0.2%引き下げている。その外利子補給も行っており、融資枠も補正による増額を検討中である。

中長期的対策として、人材・後継者の育成事業の充実を図るべく補助を行っており、本年度新しい産業・製品の開発調査研究等を含めた「おおの産業おこし推進事業」にも積極的に取り組んでいる。

①西部方面と市街地とを連絡する幹線道路、六間アクセスの必要性は認識している。

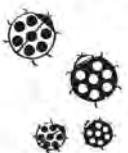
しかし、市民の精神的なよりどころである亀山にトンネルを掘ることに反対の意見もある。

私自身は大野の文化と自然を守り、これを生かしたまちづくりを信条としている。

このアクセス道路の線形については、市民や関係者の間でさらに議論を重ねてもらいこれらの意見を考慮しながら、市民の理解が得られる計画を見いだしていく考えである。

今しばらく期間がほしい。

②この道路計画については、県の事業として県当局にお願いしているが、当地区は軟弱地盤のため、現在土質調査を実施しており、その資料に基づき工法を検討して、地元と協議を行なっていく予定である。



会館、スポーツ施設等の管理について

問 スポーツ関連施設をはじめ各公共施設を市民サイドにたつて、効率的に管理するため、管理公社を作つてはどうか。
答 各施設はいずれもその目的に応じて、有効適切に活用されるよう常に検討したい。

スポーツ関連施設については、それぞれの競技種目に適した方法も心掛けていきたい。

公共施設管理公社については「大野市公共施設管理公社研究プロジェクトチーム」を設置して類似する他市の状況等を参考に検討を進めている。

都市計画街路網策定事業について

問 今回の補正に都市計画街路網策定事業を一カ年継続で実施したいとしているが、事業の目的は何か。

答 当市の都市計画道路は昭和二十八年に計画決定したものであり、これまでに部分的に見直しを行つて現在に至つている。

中部縦貫自動車道計画など社会情勢の変化に対応するため、道路網の再検討が必要であると

考え、本年度から二カ年計画で街路網の調査を検討したい。
 この中には西部方面からのアクセス道路の検討も含まれており、平成七年度には市街地の自動車流入・流出量等を総合的に調査し、シミュレーションなどを行う。これを基に来年度は市民および各団体、機関の意見も聴き、将来の都市計画街路網を策定していきたい。

中部縦貫道について

問 ①大野市の将来を考え、中部縦貫道の完成を想定した金銭的試算はもとより、産業面などの政策的推移も含めた経済効果の試算をしたことがあるのか。
 ②概算程度の試算状況であれば今後どのように対応するのか。

答 ①現在は事業推進に全精力を傾けている状況であり、長期的な展望に立った具体的な経済効果の試算までは至っていない。
 なお、この道路が完成するとインター周辺に新しい産業の創造や企業の進出などが促進され、また、特産物は販売面での飛躍的な伸びが予想される等大きな経済効果があると考えている。

②今後第三次大野市総合計画とも合わせ、十分検討しながら進めていき、関係沿線各区分はもと

より全市民に対しても完成後の将来像について、機会をとらえ理解を深めながらより一層整備促進されるよう努力したい。

空き家、空き地対策の取り組みについて

問 今年度の事業として商店街における空き家・空き地の活性化対策事業費が計上されているが、その目的は何か。

答 市街地の歴史的伝統の継承と時代に対応した調和のとれた雰囲気のある商業の振興発展を創造するため、空き地・空き家を活用して商業集積を高め、快適でよくにぎわい、活力のある商店街の形成に向けて、努力したいと考えている。

そのため本年度の取り組みとして、望ましい組織の在り方や理想に近い店舗配置を目指し、システムづくりへの計画策定について、商工会議所へ事業委託している。

昨年度は空き家・空き地等の調査をしたが、今年はいくつかの所有者の有効活用を図るため、所有者の売却希望や入店希望者のデータ等も登録して、情報交換、近隣の既存業種との関係も考慮に入れながら、最もふさわしい業種、業態の在り方について検討したい。

議案等の審議結果

議案番号	件名	結果
第三十四号	平成七年度大野市一般会計補正予算(第一号)案	原案可決
第三十五号	平成七年度大野市老人保健特別会計補正予算(第一号)案	原案可決
第三十六号	平成七年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)案	原案可決
第三十七号	大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	原案可決
第三十八号	大野市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例の一部を改正する条例案	原案可決
第三十九号	大野市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例案	原案可決
第四十号	大字および字区域の変更について専決処分の承認を求めらるることについて(平成六年度大野市一般会計補正予算(第七号))	承認
第四十一号	専決処分の承認を求めらるることについて(大野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	承認
第四十二号	大野市議会委員会条例の一部を改正する条例案	原案可決
市会案第三号	平成七年度水田営農政策・価格対策に関する意見書	原案可決
市会案第四号	水力発電施設周辺地域交付金の交付期間の延長を求めらる意見書	原案可決
市会案第五号	定住外国人に対する地方参政権の付与等入権保障の確立に関する意見書	原案可決
市会案第六号	坂本弁護士等失踪事件の捜査に関する意見書	原案可決
市会案第七号		原案可決
市会案第八号	市議会議員の兼業禁止規定に関する決議	原案可決

中据工業団地への企業誘致について

問 中据工業団地へ大阪の企業が進出するものと期待していたが、先の市長の提案の中で進出が厳しいとの説明であった。なぜ厳しい状況となったのか、その理由は。

答 平成二年六月愛知県企業の進出を希望し、国・県の助成も得て、一連の事業を推進してきたが、平成五年三月この企業はいろいろと市民運動等があつ

て、進出を断念した経緯がある。この団地は大野市土地開発公社の借入金によって造成しており、毎年一、〇〇〇万円を超過する金利がその分譲単価に跳ね返っている。

側も本年一月に進出を見込んで新会社の法人登記を済ませた。その後も企業に対し誠心誠意、誘致活動を進めてきたが、三月末ころ進出が厳しい状況に立ち至った。

こうした現状の中で、昨年の九月県から仲介のあった大阪の企業が進出に意欲を示した。市としては、中据工業団地が市街地南部にあるとの位置的特性、前回企業が進出を断念した経緯、公害発生の恐れ等を総合的に検討した結果、この団地にふさわしい企業と判断して、精力的に交渉を進めてきた。企業

「企業が取引銀行へ融資の依頼をしたところ、進出が歓迎されない状態では融資に不安があるとのこと」第三は「大野市には有名な市民運動家がおられ、全

請願・陳情の審議結果

番号	件名	提出者	結果
請願1号	市道の編入について	鎌掛区長 吉田成一	採 択
継続分 陳情1号	産業廃棄物焼却炉に係わる施設に反対する陳情書	菖蒲池区長 宮沢秀明 外5区長	採 択
陳情3号	「定住外国人の地方選挙への参政権」に関する陳情書	在日大韓国民団 福井県地方本部 団長 金鎮熙 外1名	採 択
陳情4号	集会施設位置変更に伴う接続道路の市道編入について	中野町2丁目区長 島田一成 外19名	採 択
陳情5号	坂本弁護士一家行方不明事件に関する陳情	日本国民救援会 福井県本部 会長 吉川嘉和	採 択
陳情6号	市道認定について	新庄区長 堂本為夫	採 択
陳情7号	坂本弁護士等失踪事件の捜査に関する意見書の提出を求める陳情	福井弁護士会 会長 吉川嘉和	採 択
陳情8号	学習指導要領の抜本的見直しを求める陳情書	県高等学校教職員組合 執行委員長 金森洋司	継続審査
陳情9号	流雪溝、排水溝の設置及び市道開設について	春日野区長 土橋虎雄 外19名	継続審査
陳情10号	寒冷地手当「見直し」に関する人事院への意見書提出についての陳情書	県国家公務員労働組合共闘会議 議長 町原秀夫	継続審査

総合病院建設について

問 総合病院建設については市民の長年の要望として、再三論議してきているが、現在までの程度調査してきたか。

また、本年度救急救命士を一人養成する予算措置をしてあるが、この人員をもっと増やすべきではないか。

また、将来は高規格救急車の配備も計画しており、休日急患センターの充実についても検討していきたい。

目安箱・ホットラインについて

問 市民の声を反映するための目安箱・ホットラインなど、開設後二カ月の成果と内容は、どのような状況か。

答 五月末までの回収状況は、やまびこが三十通、ホットラインが二通である。内訳は、意見九件、要望十七件、提案八件、照会四件となっている。広範囲にわたる意見や要望があり、取り組み可能な件については速やかに対応処理している。

答 今までに総合病院建設に伴う経費について内部で調査してきたが、市だけでは十分調査できない面もあるので、専門機関に依頼して、大野市に適した地域医療の在り方を調査し、財政状況を考慮する中で、建設が可能かどうか検討したい。

救急救命士については、現在一人が教育訓練を受講中で、今後資格取得者の予定としては、毎年一人ずつ増強を計画している。

しかし、行政では対応できないものも含まれており、その実情を本人に分かりやすく説明して、理解を得られるように努めている。この事業の狙いは市民と行政の相互の距離をできるだけ近づけるとともに、より強い信頼関係を築くことにあり、成果は着実に上がっていると思っ





**大野公民館移転事業と
旧大野高校跡地の駐車
場整備事業について**

問 旧大野高校跡地や旧定時制校舎を利用し、暫定的事業として大野公民館移転事業や、駐車場整備事業を実施したいと述べているが、暫定期間とはいつまでか。

答 旧大高跡地を中心とした亀山周辺の整備については市民の関心も高く、重要課題として捕らえている。

現在の大野公民館は昭和四十六年以前に建てられたもので、現在の建築基準法の構造基準に合っていない。このため、県から改修を指示されており、その改修費用は約三、四〇〇万円か、四、〇〇〇万円、その外、配管等の補修も必要である。

このため、旧大高の定時制校

舎を改築して使用することにした。この校舎は建築後十五年しか経ておらず、敷地面積も公民館の約二倍あり、駐車場の問題についても解決できること等から判断して今回予算計上した。

暫定的利用については、大野高校跡地の全体利用計画との関連で、おのずと決まって来ると思うが、当面は数年の間と考えている。

また、旧定時制校舎以外の大高跡地の一時利用については、観光客の駐車場を整備するため二、一六七万円の補正予算を計上した。この中には地元から要望のあった照明灯二基の設置費も含まれている。

この利用も現時点では数年と考えており、周囲に越前大野城や内山家など観光拠点のある格好の位置にあるので、一時的にしろ駐車場として利用したい。

**公共下水道事業と地下
水保全について**

問 下水道事業と地下水保全との兼ね合いはどうか。

また、地震災害に対する対応は。

答 公共下水道の管渠布設と地下水とは大きなかわりがあるので、地下水の保全を最重要視した上で、公共下水道づくりを

する必要はある。

このため公共下水道実施区域において、地下層状況の把握が必要として、層性前査を実施してきたが、現在その結果を踏まえながら、当市の地下水の状況にあった公共下水道基本計画を策定し、地下水保全を念頭に置いて公共下水道づくりを検討してきている。

また、地震に耐えられる下水道づくりの検討が、国の地震被害対策会議などいろいろな協議されているが、当市も耐震設計内容を考慮に入れた施設づくりを行う予定である。

**国民健康保険税は引き
下げできないか**

問 市民の間で国民健康保険税が高いとの声があるが、基金を実情に応じて取り崩すことや、一般会計からの繰り入れなどして、引き下げできないか。

答 この基金は保険給付に要する費用に不足が生じたときに充てることを目的とした財源であり、国保税を軽減するために使用することは、その趣旨に反すると思う。

また、一般会計からの繰り入れは、国保税軽減世帯の補てん分として、保険基金安定負担金繰り入れ、職員給与費繰り入れ

**病院窓口における医療
費の助成について**

問 三歳未満児や一人親家庭、重度障害者などの医療費の助成制度があるが、この制度の利用は一旦病院の窓口で立て替え払いをして、後で福祉事務所に申請するようになってきている。

これを病院窓口だけで手続きが済むようにできないか。

答 病院窓口で手続きを済ますためには、現在の申請制度の廃止、高額療養費・各種の付加給付制度等他法との整合性を図る必要がある外、医療機関や審査支払機関の理解と協力も不可欠である。

これらの諸要件を考えた場合当市単独の実施は困難であり、県内各市町村が統一して実施することが必要である。

受給対象者の不便も理解できないので、制度の改善について、県および県内各市町村と歩調を

**友好都市の締結と国際
交流について**

合わせながら、できるだけ速やかに協議し検討していきたい。

問 当市は他市に比べて国際交流の分野が多少遅れていると思うが、今後の取り組みについてどのように考えるか。

答 国際交流における地方行政の役割としては、民間における交流を支援するとともに、交流推進基盤の整備と友好提携など交流の枠組みづくりが大切と考えており、これを主眼として具体的な事業の展開を図っていきたい。

今回その第一歩として、中国浙江省寧波市への訪問団を派遣することとし、その関係経費を計上した。

本年は、訪中団派遣により中国との対話を進め、来年度は寧波市首脳の日団を受け入れ、意見交換等を集約する中で、友好都市締結を含めた国際交流事業の基本方針を確立していきたい。

今後中国との交流方針を模索する中で、市民各界各層の代表も含めた訪中団の派遣なども検討したい。



地方分権について

問 現在国で進めている地方分権についての見解はどうか。

答 地方分権の推進は、地方公共団体の自主性・自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国および地方公共団体が担うべき役割を明確にし、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本としている。

本来地方分権は国から与えられるものではなく、地方自治体の権利・義務として推進していくべきものと考えている。

この観点から今回の地方分権推進法の成立は、国へ分権推進を強く働き掛けていくチャンスが到来したと認識している。

各市としては、この考え方に立って本年度から人づくりに重点を置き、「越前大野平成塾」を開設して市民のリーダー養成など、地域創生拠点事業を実施している。

また、庁内では職員の研修制度の拡充を図るとともに、地方分権時代にふさわしい行政機構の改革等に来年度着手できるよう一連の事務事業を積極的に推進したい。



生活ゴミの収集と再利用について

問 ①新聞紙や雑誌、アルミ缶等は再利用資源として、市はキロ当たり五円の助成をしているが、助成額が少ないのではないか。

また、野菜くずなどの生ゴミはEM菌を使い、無臭の有機肥料にする方法を模索している先進自治体があるが、今後取り組む考えはないか。

②ゴミ処理の有料化について検討したことがあるか。

①ゴミの減量を図るため、「廃棄物減量等推進事業」として簡易焼却炉の設置者に対する補助や、空きビンのリサイクル活動補助、資源有効利用促進事業補助などを実施している。

これらの事業の効果は、徐々に

にあらわれており、今後も資源有効利用対策として、その行政効果を十分勘案しながら、積極的に取り組むたい。

なお、補助金の問題や、EM菌有効微生物群すなわち発酵堆肥にさせながら生ゴミを再利用する自治体が増えつつあることも承知しているが、現在進めているJAや各団体の意向を聞きながら、方策や支援策等について検討したい。

②ゴミ処理有料化についてはその前提として、分別収集や再利用の徹底を図ることが第一であると考えており、当市に最も適した有効的な方策の研究や、ゴミ排出量などの実態調査等も行ない、市民の声を聞きながら段階的に取り組んでいきたい。

総合福祉センターについて

問 有機的に機能する市民福祉の拠点づくりとして、一体的な福祉行政を推進するため、総合福祉センターを早急に建設する必要があると思うが、どうか。

また、建設時期や施設の内容についても聞きたい。

答 「大野市老人保健福祉計画」の中に、地域福祉センターの建設を掲げているが、その施設内容に関して各方面からの要望を収集すると「医療、予防、保健保養、娯楽、福祉団体事務局、情報サービス」等多様な事項を含んでいる。

これは「大野市老人保健福祉計画」で示している地域福祉センターの施設内容とは異って、多様な機能を持った、一体性のある施設の要望として出てきている。

しかし、福祉サイドでの国・県等の補助対象となる施設は、「老人福祉センター」と「地域福祉センター」であって、各界の要望を充足するにはいずれも規模が小さく、施設内容も補助基準によって限定されている。

従って、総合福祉センターの機能、施設内容、施設の利用効果、立地条件および人的・財政的措置等十分庁内で検討する必要があるが、市民の要望に応えられる、効率的な機能を持った施設像を見極めるためには、それ相当の十分な時間が必要と考えている。



環境行政における情報の収集と伝達について

問 ①環境問題を前向きに捉えていくために、庁内でどのようなシステムで調整を図っているのか。

②地下水対策審議会や、環境保全対策審議会に専門家を委嘱する考えはないか。

答 ①近年、住民の環境に対する関心が高まってきており、時期に応じた情報の収集や提供が重要であると考えている。

この観点から、定期的を実施している河川水ならびに地下水の水質検査結果等について、機会を捉えて市民に知らせることは、市民の協力につながるものと考えている。

また、情報収集については今年度の「環境保全と人づくり」のテーマのとおり、職員の種類会議・研修会等への参加を積極的に進めている。

②メンバーの中に専門的知識を有する学識経験者を委嘱することは、市内に大学や民間の研究機関がないので、これを満たすためには、市外から適任者を選任する必要がある。今後は特に専門的な知識を必要とする審議会にあっては、一部市外からの人選も考えていきたい。

委員会報告

各委員会における協議事項、意見、要望等の趣旨について、それぞれ委員長よりの報告は次のとおり。

●教育民生常任委員会

○イトヨ啓発事業について

市民課のオープン化に関し三月議会で総務常任委員会で条件を付して採決されたことに伴い再度審議した結果、市庁舎内に設置するイトヨ水槽設置費の予算執行に当たっては、イトヨの生息条件や飼育管理策を考えながら、万全を期して取り組みむよう要望してとした。

●総務常任委員会

○日中友好交流事業について

この事業は、今回、中国浙江省寧波市人民政府からの招待にこたえ、寧波市を訪問するものであるが、市として正式に交流団を編成するのであれば、より幅広い層からの参加に配慮し、

その編成を見直した上で、実施されたい。

○市民課のオープン化事業について

この事業については先の三月議会で「将来の庁舎増築に合わせオープン化してはどうか」「正面階段を取り壊すことは市民のサービス低下を招く」「オープン化しても市民課事務室の狭隘さは解決されないのではないのか」「身障者の利便性にも配慮されたい」などの指摘があり「当委員会の理解を得た上で予算を執行されたい」との条件が付されていた。

理事者としてこれらの指摘を踏まえ、今回新しい計画として提示された主な内容は、「現在の正面階段を残す」「身障者の利便性に配慮したオープン化とする」「将来庁舎の増築が行われるまでの間、一部の課・係を一時的に他に移転する」というものである。

こうした点について審議した結果、庁舎増築を来年度に行うのであれば、課・係は移転せず、事務に支障を来たす期間も短期間で済み、オープン化の工事を行うことができるとの結論を得た。理事者からも「議会の理解が得られるなら、来年度に庁舎増築を行うべく最大限の努力をしたい」との回答を得たので、市民課オープン化事業の予

算執行を認めることとした。

●建設常任委員会

○都市計画街路網策定事業について

この事業は、大野市の将来の総合的な交通体系の確立を図るため調査するものであるが、この事業を執行するに当たっては市の将来への展望に立って、中部縦貫自動車道をはじめ、東縦貫線、六間アクセス等の主要幹線を効率的に連結し、総合的な交通体系の確立を図るとともに都市計画街路網の選定には、過去の経緯等を踏まえ、住民の意向等に十分留意し、また、市として一連の路線に関する方向性を早急に打ち出されたい。

●産業経済常任委員会

○日中友好協会経済協力調査事業について

この事業を行うに当たっては市として経済面をも含めて国際交流に積極的にかかわっていく場合、将来の市としての国際的な経済交流の方針をある程度見据えながら、こうした各民間団体の動向との兼ね合いに十分配

意し、これら団体との協議を密にした上で進められたい。

また、市として統一性のある国際交流を進める上からも、市の国際交流の窓口を一本化していくことも検討されたい。

○農業関係の補助事業の在り方について

地方自治体の農政に求められているのは、地方自体が主体的に選択することのできる、地方の特性に見合った事業メニューであり、地方の生産者の声を直接反映できるキメ細かな補助制度が必要不可欠である。

従って、市として機会あるごとに、国・県に対し補助制度の改善を要望されたい。

●中部縦貫自動車道等整備促進特別委員会

委員会の任務として、当面は

中部縦貫自動車道の促進を最優先にして、解決に向けて積極的に取り組むこと、また、既に中津川までは建設省が路線決定している、このインター位置は変更することなく、早期解決に向けて精力的に取り組むことを確認した。

インターの具体的な位置については、これから関係周辺の理解を得ながら、早期に国・県・市の三者で将来の交通量の解析

等、あらゆる調査等を行い、その調査の結果を踏まえ東縦貫線等も念頭に入れながら、再度三者で協議し、ある程度の具体的な位置を決定したいとの答弁であったので、当面これらの調査動向を見極めながら活動を行うこととした。

この間、理事者側においては地元の説明会に向けて積極的に交渉を行い、また、関係集落等地元からの付帯要望への対応に当たっては、各関係課間の連携を密にしなが、これらの要望に係る事業に対しての予算措置等に努力されたい。

また、先線の問題についても将来の大野市の百年の大計に立つて、積極的に調査、研究し、国・県等に対し、早期路線決定を働き掛けていくこととした。

●常任委員会委員の変更

二十日の本会議において常任委員会委員の一部所属替えが行われ、教育民生常任委員の米村輝子議員が建設常任委員に、建設常任委員の畑中章男議員が教育民生常任委員に、それぞれ所属変更いたしました。

なお、教育民生常任委員長の野田幾久代議員が委員長を辞任したことに伴い、互選の結果、畑中章男議員が就任しました。

議会のしくみ

市議会と市長

住民自治を実現するため、市民から直接選挙で選ばれた議員が市政について論議し、決定するところが市議会です。

議会（議決機関）と市長（執行機関）は、それぞれ独立した機関として対等の立場にあり、互いに協力して市政を運営していきます。

大野市議会は現在、地方自治法に定められた議員定数より六人少ない二十四人で構成されています。次の一般選挙（平成十一年）からは、二十二になることが決まっています。

◇ 定例会と臨時会

年に四回（三・六・九・十二月）開かれる議会を定例会といふ条例で定められています。特に必要があるときは、定期的に臨時会が開かれます。

◇ 本会議

唯一議場で開かれる会議で、開会には原則として半数以上の議員の出席が必要です。

市長から提出された議案や、議員が提出する議案（市会案という）等を審議し、議会としての最終意思決定を行います。本会議では、議長の許可を得なければ発言はできません。

◇ 議会運営委員会

議会の日程や円滑な運営等について協議、審査を行う委員会です。常任委員会とは独立して設けられています。

◇ 常任委員会

本市議会は市の事務内容を四部門に分け、四つの常任委員会を設けて、議案、請願・陳情等をキメ細かく審査しています。議員は必ず、いずれか一つの常任委員会に所属することになります。

当市議会の各常任委員会の担当部門は、概ね次のとおりです。

常 任 委 員 会	
総務	総務、財政、企画、広報、税務、用地取得等に関すること。
産業経済	農業、林業、商業、工業、観光等に関すること。
建設	道路、河川、公園、都市計画、市街地整備、水道、下水道等に関すること。
教育民生	保健衛生、医療、福祉、教育、環境、ゴミ、し尿、戸籍事務等に関すること。

◇ 特別委員会

特に必要があると認められた事柄を調査、審査するために、議会の議決によって設置されます。現在当市には、中部縦貫自動車道等整備促進特別委員会が設置されています。

市議会の運営

市議会は市長が招集し、議長が会議の運営を行います。開会から閉会までの会議日程は議会で決定されます。

議事に提出された議案や請願陳情は、通常、各委員会で審査され、その結果を参考にして、本会議で審議、採決されます。

議決は、原則として出席議員の過半数によって決します。採決は基本的には、原案を可とすべきか、否とすべきかで判断されますが、更に慎重に判断すべきとして閉会後の継続審査とされる場合もあります。

招 集

一度議決された案件については、同一会期中に再び審議することはできません。

◇ 意見書の提出

市議会は国などの行政機関に対し、市の公益に関する意見・要望を「意見書」として提出することが認められています。

市民と市議会

○ 請願・陳情

市民の要望や意見を誰でもが市政に反映させる方法として、請願や陳情があります。議会がその趣旨に賛同して採択したときは、市長や関係機関にその内容を送付し、実現を働きかけます。

請願には一名以上の議員の紹介（署名・押印）が必要です。紹介議員のないものは陳情となります。提出方法等については議会事務局へお尋ねください。

○ 傍 聴

本会議は、議会事務局で受付簿に記入するだけで誰でも傍聴することができます。但し、傍聴人数は一度に五十人までと定められています。

○ 会議録

本会議の記録（全文記録）は各公民館や図書館に置かれ、誰でも閲覧することができます。

